

石川県公報

平成 24 年 12 月 14 日

第 1 2 5 5 3 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		目 次	
県道の区域の変更	(道路整備課) 1	建設業の営業の停止命令の公告	(監理課) 6
県道の供用の開始	(同) 1	公共測量実施公告	(同) 6
公 告		道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 6
大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 2	開発行為に関する工事の完了公告	(同) 7
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同) 5		

告 示

石川県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年12月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小木時長線	鳳珠郡能登町字真脇老六字85番1地先から	旧	5.30～13.09	152.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡能登町字市之瀬五字112番地先まで	新	9.44～43.33	152.0	
	鳳珠郡能登町字市之瀬五字112番地先から	旧	4.90～6.53	310.2	
	鳳珠郡能登町字真脇へ字63番2地先まで	新	7.87～28.33	310.2	
	鳳珠郡能登町字真脇水字39番地先から	旧	4.53～13.75	239.2	
	鳳珠郡能登町字真脇式老字7番1地先まで	新	7.60～24.74	239.2	
	鳳珠郡能登町字真脇水字18番1地先から	旧	5.09～9.04	189.7	
	鳳珠郡能登町字羽生い字61番1地先まで	新	9.53～24.48	189.7	
	鳳珠郡能登町字羽生い字61番1地先から	旧	5.21～6.81	110.1	
	鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先まで	新	5.45～16.47	110.1	
若部千里浜インター線	鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先から	旧	4.82～5.67	90.6	中能登土木総合事務所羽咋土木事務所
	鳳珠郡能登町字羽生い字57番1地先まで	新	10.49～13.20	90.6	
	羽咋市堀替新町イ23番地先から	旧	6.50～7.30	40.5	
	羽咋市堀替新町イ21番地先まで	新	7.30～7.90	40.5	

石川県告示第552号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年12月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小木時長線	鳳珠郡能登町字真脇吉六字85番1地先から 鳳珠郡能登町字市之瀬五字112番地先まで	平成 24 年 12 月 14 日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字市之瀬五字112番地先から 鳳珠郡能登町字真脇へ字63番2地先まで		
	鳳珠郡能登町字真脇ホ字39番地先から 鳳珠郡能登町字真脇式吉字7番1地先まで		
	鳳珠郡能登町字真脇ホ字18番1地先から 鳳珠郡能登町字羽生い字61番1地先まで		
	鳳珠郡能登町字羽生い字61番1地先から 鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先まで		
	鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先から 鳳珠郡能登町字羽生い字57番1地先まで		
	若部千里浜 インター線		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢東店
金沢市高柳町二の5の2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町2字3番
 - (変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町2字3番
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町2字3番
 - (変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町2字3番
- 3 変更の年月日

平成24年10月1日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者に変更があったため

5 届出年月日

平成24年12月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年4月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年4月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ポルト小松本店・JACK小松東店(Cゾーン)

小松市打越町イ27、イ212

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 岡嶋 昇一

福井県福井市新保町2字3番

ほか1者

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井県福井市新保町2字3番

ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 岡嶋 昇一

福井県福井市新保町2字3番

ほか1者

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井県福井市新保町2字3番

ほか1者

3 変更の年月日

平成24年10月1日

4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者に変更があったため

5 届出年月日

平成24年12月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年4月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年4月15日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢本店
野々市市野代 2 丁目 11 番地ほか 53 筆
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町 2 字 3 番
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町 2 字 3 番
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町 2 字 3 番
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町 2 字 3 番
 - 3 変更の年月日
平成 24 年 10 月 1 日
 - 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
 - 5 届出年月日
平成 24 年 12 月 7 日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成 24 年 12 月 14 日から平成 25 年 4 月 15 日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成 25 年 4 月 15 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穴水ショッピングセンターパルス
鳳珠郡穴水町此木 1 字 2 番ほか 168 筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町 2 字 3 番
ほか 2 者
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町 2 字 3 番

ほか2者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 岡嶋 昇一

福井県福井市新保町2字3番

ほか4者

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 三嶋 恒夫

福井県福井市新保町2字3番

ほか4者

- 3 変更の年月日

平成24年10月1日

- 4 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者に変更があったため

- 5 届出年月日

平成24年12月7日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び穴水町産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年4月15日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年4月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター加賀店、マルエー加茂店

加賀市加茂町115番1ほか

- 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成24年8月7日

- 3 市町村の意見の概要

市町村名 加賀市

意見の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び加賀市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例を遵守し、廃棄物の減量化、資源化に努めるとともに、廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。また、加賀市生活環境保全条例を遵守し、騒音、振動及び悪臭等公害の発生防止に努め、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保すること。

- 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年1月15日まで

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 処分をした年月日 平成24年12月11日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1) 商号 有限会社 サワノ
 - (2) 代表者の氏名 沢野 伸一
 - (3) 主たる営業所の所在地 輪島市長井町159番地
 - (4) 許可番号 石川県知事許可（般 - 21、般 - 22）第16163号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
土木事業、ほ装事業及び造園事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
(注1) 「土木事業、ほ装事業及び造園事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事、ほ装工事及び造園工事を請け負う営業をいう。
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
(注3) 「民間工事」とは、（注2）以外の建設工事をいう。
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成24年12月14日から平成25年12月13日までの365日間
- 4 処分の原因となった事実
2の処分を受けた代表取締役が、石川県奥能登土木総合事務所の職員に対し、商品券200枚の供与を申し込んだとして、平成24年10月4日に金沢区検察庁から起訴され、同日に金沢簡易裁判所から罰金30万円及び商品券200枚の没収の略式命令を受け、同月19日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方法務局から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成24年11月27日から 平成25年1月31日まで	能美市大浜町、中町、浜町地区

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市内日角ハ54番1及び62番1 かほく市内日角ム3番1	幅員 6.00m 延長 133.67m	金沢市広岡一丁目17番20号 有限会社リアル・エステート	平成24年11月29日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成24年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
(2工区) かほく市七窪ル13番16、34番、61番2、70番から79番まで、 83番から87番まで、90番1、135番から142番まで、143番2及 び農道の無籍地の一部	かほく市宇野気二81番地 かほく市

